士別市会社更生法及び民事再生法に基づく更生又は再生手続開始の決定を受けた者の競争入札参加資格の取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、士別市競争入札参加資格及び指名基準に関する要綱（平成１７年士別市告示第６号）第３条の規定に基づく審査の結果、資格を有する者と認定された者（以下「資格者」という。）であって、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）について再度の資格審査（以下「再審査」という。）を行う場合の手続について定めるものとする。

（手続開始の報告）

第２条　資格者が会社更生法及び民事再生法の手続開始申立てを行った場合は、速やかに会社更生法及び民事再生法の手続開始申立てについて（様式第１号）により報告するものとする。

（市への通知）

第３条　更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者が再審査の申請（以下「再申請」という。）を行う場合は、事前に市に対して、再度の競争入札資格審査の申請希望届出書（様式第２号）により再申請を行う旨届出させるものとする。

（再申請の受付）

第４条　更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者から前条の届出を受けた場合、速やかに再申請の受付を開始するものとし、その旨及び次に掲げる事項を更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者に再度の競争入札参加資格審査の申請受付開始決定書（様式第３号）により通知するものとする。

（１）再申請の受付期間及び受付場所

（２）次条第１項に定める書類を提出させること。

（３）第６条第１項に定めるヒアリングを行うために必要な書類を提出させること。

（再申請の提出書類）

第５条　再申請をする者（以下「再申請者」という。）に対し、次に掲げる書類を提出させるものとする。なお、書類は持参させるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

（１）士別市競争入札参加資格審査申請書類一式

（２）営業所一覧（該当する場合のみ）

（３）更生手続き又は再生手続き開始の決定書の写し

（４）財務諸表

（５）更生手続き又は再生手続き開始の決定の時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

２　前項の提出書類については、次に掲げるところにより作成させるものとする。

（１）競争入札参加資格審査申請書については、賃借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として、記載させるものとする。

（２）経営事項審査結果の通知書については、更生手続き又は再生手続き開始の決定の時以降の時点を基に作成したものとする。

（３）営業所一覧については、更生手続き又は再生手続き開始の決定の時以降の時点を基に作成し

たものとする。
（４）財務諸表については、更生手続き又は再生手続き開始の決定の時以降の時点を基に作成させるものとする。
（ヒアリング等）
第６条　契約担当部局は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を前条第１項に掲げる書類とともに提出させるものとする。
（１）金融機関からの支援等を含む資金調達に関する見通し
（２）技術者の確保等工事などの施工体制
（３）下請業者、資材納入業者等との業務の協力状況
（４）建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
（５）営業対象地域及び営業分野等に係る今後の経営方針
（６）更生計画案又は再生計画案作成の方針（再生計画又は再生計画認可の決定後においては更生計画又は再生計画の遂行状況）
（７）その他必要と認める事項
２　契約担当部局は、前項に定めるヒアリング結果を基に競争入札参加資格再審査ヒアリング結果総括表（様式第４号）を作成し、再申請者から提出された書類とともに士別市一般競争入札参加資格審査委員会に諮ることとする。
３　士別市一般競争入札参加資格審査委員会は、提出された書類及びヒアリング結果をもとに速やかに審査をし、必要があると認めるときは再申請者に対して質問等を行うことができる。
（再申請に係る資格審査）
第７条　再申請に係る資格審査については、次に掲げるところにより再審査を行うものとする。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しないこと。
（２）経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
（３）競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
（再審査の結果の通知等）
第８条　契約担当部局は、再審査の結果、資格を有する者と認定するときは士別市一般競争入札参加資格審査委員会の決定について速やかに競争入札参加資格認定通知書（様式第５号）により、再申請者に必要な通知を行うものとする。この場合において、再申請者に係る従前の競争入札参加資格の認定を取り消すものとする。
（競争入札参加資格の有効期間）
第９条　当該競争入札参加資格の有効期間は、資格を有することとした旨を通知した日から、定期の申請により行う資格の審査の有効期間の末日までとする。
（資格の取扱い）
第１０条　市長は、資格者が会社更生法及び民事再生法の手続開始申立てを行ったときから、第８条に基づく認定をされるまでの期間において、当該資格者は資格がないものとして扱うものとする。
２　資格者のうち再審査を受けた者については、再認定の決定に基づき通常の有資格業者と同様の取扱をするものとする。
３　市長は、資格者が指定通知日以降入札執行日までの間に、会社更生法及び民事再生法の手続開

始申立てを行った場合、当該資格者の指名を取り消すものとする。

（委任）

第１１条　この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和２年８月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

会社更生法及び民事再生法の手続開始申立てについて

年　　月　　日

士別市長

住所
商号及び名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

担当者氏名
電話

（会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続き
民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き）開始の申立てを

年　　月　　日付で行ったので報告します。

注（　）書きの中の不要な文字を削除すること。

様式第２号（第３条関係）

再度の競争入札資格審査の申請希望届出書

年　　月　　日

士別市長

住所
商号及び名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

担当者氏名
電話

（会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始
民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始）の決定を

を受けましたので、再度の競争入札資格審査の申請を希望します。

注（　）書きの中の不要な文字を削除すること。

様式第３号（第４条関係）

再度の競争入札参加資格審査の申請受付開始決定書

年　　月　　日

住所
名称
代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　様

士別市長

年　　月　　日付の再度の競争入札参加資格審査の申請希望の通知に対して、下記のとおり受付を行うこととしたので通知します。

記

１．受付期間及び場所
（１）受付期間　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
（２）場所　　　　士別市役所総務部財政課

２．提出書類
申請に際しては、次に掲げる書類を提出してください。ただし、書類は持参するものとし、送付又は電送によるものは受け付けません。
（１）士別市競争入札参加資格審査申請書類一式
（２）営業所一覧（該当する場合のみ）
（３）更生手続又は再生手続開始の決定書の写し
（４）財務諸表
（５）更生手続又は再生手続開始の決定の時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

３．ヒアリング
次に掲げる事項についてヒアリングを行うので、ヒアリングに際して参考となる資料を２の資料とともに提出してください。なお、ヒアリングの日時及び場所は受付の際に通知します。
（１）金融機関からの支援等含む資金調達の見通し
（２）技術者の確保等工事等の施工体制
（３）下請業者、資材業者等との業務の協力体制
（４）建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
（５）営業対象地域及び営業分野等に係る今後の経営方針
（６）更生計画案又は再生計画案作成の方針（更生計画又は再生計画認可の決定後においては更生計画又は再生計画の遂行状況）
（７）その他必要と認める書類

様式第４号（第６条関係）

競争入札参加資格再審査ヒアリング結果総括表

日時　：　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
出席者：

1.金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し		□妥当　・　□非妥当
(1)資本金の減資予定及び再資本金の出資者の見通し (2)事業管財人及び出資者の見通しがない場合 (3)今後の運転資金の調達方法 (4)金融機関の協力体制		
2.技術者の確保等工事等の施工体制		□妥当　・　□非妥当
(1)提出された体制表について、更生手続等申請までと申請日以降の相違点は。 (2)再開された工事の進捗状況は。（市発注の工事及び業務、民間発注）		
3.下請業者、資材業者等との業務の協力状況		□妥当　・　□非妥当
(1)下請の協力関係、支払関係は。		
4.建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況		□妥当　・　□非妥当
(1)会社独自の人夫はいるか。建設機械の保有状況は。また会社独自の特許はあるか。 (2)会社の現人員及び給与等の労働条件は。		
5.営業対象地域及び営業分野等に係る今後の経営方針		□妥当　・　□非妥当
(1)営業対象地域及び営業分野等に係る今後の経営方針は。		
6.再生計画等案作成の方針（更生計画等認可の決定後においては更生計画等の遂行状況）		□妥当　・　□非妥当
(1)再計計画の中での再建カットをどのように行うか。 (2)今後の連鎖倒産の可能性は。 (3)再建計画中の受注についての見通しは。 (4)更生手続等申請以降の受注状況は。		
7.その他審査担当部局が必要と認める事項		□妥当　・　□非妥当
(1)会社更生等の見通しについて、管財人の考えは。		

※質問事項に対する更生手続開始決定者の回答内容を記入すること。

様式第５号（第８条関係）

競争入札参加資格認定通知書

年　　月　　日

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者

士別市長

　　　　年　　月　　日付けで再申請のあった入札参加資格については、資格があると認定しましたので、通知します。

また、有効期限は、　　　　年　　月　　日から　　　年３月３１日までとします。

なお、従前の認定は取り消しましたので、通知します。

ただし、この通知書受領後に入札参加資格申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。